

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊生環第1054号

令和元年12月9日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準  
について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）等の解釈及び運用の基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（平成30年9月26日付け熊生環第912号。以下「旧通達」という。）により通達しているところであるが、令和元年12月14日、法等が改正施行されることに伴い、別添警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和元年12月2日付け警察庁丙保発第10号・丙少発第24号）が発出されたので、各警察署にあっては、部内はもとより営業者等にも周知の上、法等の解釈及び運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、同解釈運用基準の施行の日（令和元年12月14日）をもって廃止する。

※ 警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。